

介護予防・日常生活支援総合事業のご案内 ■問合せ=いきいき高齢課☎(20)3021

★介護予防・日常生活支援総合事業のサービスはどんな人が利用できるの？

総合事業のサービスは、要支援1・2の方と基本チェックリスト(日常生活や心身の状態を確認する25項目の質問)で「事業の対象者」と判定された65歳以上の方が利用できます。

★サービスを利用するまでの流れ

①基本チェックリストの実施

いきいき高齢課(1階)、田沼・葛生の各行政センターで実施します。介護保険被保険者証(ピンク色・3つ折)をお持ちください。また、外出が難しい方は地域包括支援センターの職員が訪問して行うことも可能です。

基本チェックリスト(25項目)に回答していただき、該当になった方は、総合事業利用申請ができます。

②総合事業の決定通知

総合事業決定通知書と介護保険被保険者証をお送りします。

該当した方は「事業対象者」となり、訪問型・通所型サービスを利用することができます。

③介護予防ケアマネジメントの実施

お住まいの地域の担当の地域包括支援センターに連絡をして、現在困っていることや、希望するサービスについて相談します。利用者の状況に合わせたプランを作成しますので、プランに沿ったサービスを利用できます。

※認定結果が届いた要支援1・2の方も同様です

★サービスの利用

総合事業のサービスを利用したい場合は、担当の地域包括支援センターにご相談ください。

・さの社協 ☎(22)8129

▶対象=佐野・堀米・旗川・吾妻地域にお住まいの方

・佐野市医師会 ☎(20)2011

▶対象=植野・界・犬伏地域にお住まいの方

・佐野市民病院 ☎(62)8281

▶対象=赤見・田沼・田沼南部・栃本・田沼北部・三好・野上・戸奈良・新合・飛騨地域にお住まいの方

・くずう ☎(84)3111

▶対象=葛生・常盤・氷室地域にお住まいの方

介護予防事業の受託者募集

高齢者を対象とした介護予防事業における平成30年度の一般介護予防事業または短期集中予防サービス事業の受託者を募集します。

※詳しくは、いきいき高齢課(1階)で配布する募集要項をご確認ください

▶申込=受託申込書に必要事項を記入のうえ、3月14日(水)までに、直接いきいき高齢課へ。

※選考により決定します

■問合せ=同課☎(20)3021



介護保険制度のご案内

■問合せ＝介護保険課 ☎(20)3022

在宅で介護サービスが必要なときや介護施設に入所したいときなど、介護保険を利用するには「介護認定」の手続きが必要です。

★介護認定の流れ

①介護認定の申請	介護保険課(1階)、田沼・葛生の各行政センターで受け付けます。 65歳以上の方は介護保険被保険者証(ピンク色・3つ折)、40歳以上65歳未満の方は医療保険被保険者証をお持ちください。 ※体の状態や希望するサービスにより、総合事業(12ページ)の対象となります
②要介護・要支援の認定	申請受付後、調査員による訪問調査を行い、主治医が作成する意見書と合わせて介護認定審査会で判定を行います。
③認定結果の通知	認定結果通知書と介護保険被保険者証をお送りします。認定は「要介護1～5」「要支援1・2」「非該当」に区分されます。認定に応じて、利用できるサービスが異なりますので、ご確認ください。

★サービスの利用

在宅で介護サービスを利用したい場合は、要介護1～5の方はケアマネジャーに、要支援1・2の方は地域包括支援センターにご相談ください。

※施設入所を希望の方は、施設へお問い合わせください

★地域密着型サービスをご存じですか？

地域密着型サービスとは、住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。現在、市内で提供されているサービスは以下のとおりです。

- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護(認知デイ)
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特養)



★介護保険料をきちんと納めましょう

介護保険料は介護保険制度の貴重な財源ですので、納期限までにきちんと納めましょう。

介護保険料は年金天引き(特別徴収)が原則ですが、本年度65歳になった方や年金支給額(年額)が18万円未満の方、あるいは天引きが一時期止まってしまった場合などは、納付書による納付(普通徴収)となります。ご自宅に納付通知書が届きましたら、忘れずに納付しましょう。

○保険料を納めないでいると…

特別な事情がなく保険料を滞納していると、未納期間に応じてサービス利用時の支払い方法の変更、保険給付の一時差し止め、利用者負担が引き上げられる措置がとられます。

保険料は必ず納めてください。納付が困難な方は、お早めにご相談ください。

○正しい介護保険料の算定をするために…

所得の申告が必要です。収入がない方や課税対象とならない遺族年金・障害年金だけの方も所得の申告が必要です。

